

興福寺大衆と放氏

— 朝廷訴訟制度にみる放氏の実態 —

大西 由子

本稿の目的は、興福寺大衆の行なつた放氏という事象を通して、黒田俊雄¹氏の提唱された寺社勢力の解明の一端を担うことにある。

本稿では、南都興福寺とその興福寺と一体化している春日社、さらにこれらを氏寺・氏神とする藤原氏に焦点をあてることによつて未だ解明されていない公家と寺家の関係について言及している。

大衆とは中世を通して寺院内に組織された寺僧集団のことである。寺僧集団による放氏は、大小様々に存在する寺社勢力のなかでも興福寺にのみ見られる特殊な事象である。それは、興福寺が藤原氏の氏寺であり、また興福寺と一体化していた春日社が藤原氏の氏神であつたという特殊な事情からくるものであつた。故に、放氏される対象はその氏人である藤原氏に限られたものではあつた。しかし、摂関政治も終わりを告げてから久しいとはいえ、依然、藤原氏は公家社会の中で大きな範囲を占めていたことを思えば、これは充分に考察の対象と成り得るものである。

放氏とは、単純に言つてしまえば、文字どおり氏を放つことである。具体的にいうと氏人がその所属する氏族から排除

されること、つまり放氏された藤原氏は氏人としての資格を失うことであつた。ちなみに、放氏された藤原氏は興福寺に働きかけ、許しを得る、つまり、放氏状態の解除をしてもらえる場合があつた。これを「統氏」又は「継氏」という。放氏された藤原氏は、後述するように氏人としての資格を失うことで様々な制約をうける為、興福寺大衆に統氏（継氏）してもらへるように東奔西走する例が多く見られる。

放氏された藤原氏の人々には加えられた制裁があつた。それは、

- ①氏人としての資格を剥奪される。
 - ②官職を辞す、または、朝廷に出仕せずに蟄居謹慎する。蟄居謹慎中は、昼間は他人を訪問せず、どうしても外出しなければならぬときは、夜密かに外出する。
 - ③節会、儀式に参列しない。
 - ④放氏中に官位は昇進しない。
 - ⑤新しく議奏、伝奏、奉行などに補されない。
- の五つであつた。

このように、放氏された人には多種多様な制裁が加えられたわけであるが、元来の放氏研究においては、①氏人の資格剥奪、②蟄居謹慎のみ注目される傾向にあつた。しかし、⑤新しく議奏、伝奏、奉行等に補されないという制裁にも注目しなければならぬと指摘する。実際、放氏された藤原氏の人は、放氏された当時に朝廷または院において重要な役職に就いていたのである。

『鎌倉遺文』によつて発給文書の内、放氏された藤原氏がでてくる文書を調べていくと、その文書の多くが「院宣」で

あることがわかった。しかも、その院宣は朝廷訴訟に関してのものが見られたのである。ここから、放氏された人々は朝廷訴訟に関わっているのではないかという仮説を立てることができる。

放氏が行なわれた期間は管見だけでも十二世紀後半から十六世紀にかけてと広範にみられる。この十二世紀後半から十六世紀にかけて、実は二回程の空白期がある。一度目は嘉祿三（一二二七）年（弘安元（一二七八）年の五十一年間、二回目は元応二（一二三〇）年から暦応三（一二三四）年の二十年間であるよってこれをもとに放氏の期間を三期に分けた。さらに、第二期は第一期に比べ、放氏の回数的にも放氏された人数的にも一氣に増加する傾向にあることから、この第二期を考察することにより放氏の実態と公家・寺家の関係に迫れるものと考ええる。

朝廷の訴訟を支えるのは伝奏・評定衆・弁官・職事・文殿衆であった。そして彼らのうち何人かは、御教書発給事務の担当者である奉行となり、伝奏の下で奏事を行い、仰せに従って文書を発給していたとある。奉行には伝奏・藏人・弁官などがあっていた。また、親政期には藏人頭が伝奏の役割を果たしたともいわれている。

寺家（実質上、春日社も含まれているが、興福寺がその代表である）と公家（主に藤原氏が存在）との接点は、公家の徳政による雑訴の興行、要するに訴訟制度であった。そしてその訴訟は、院を中心として審議が行なわれ、そこで裁許として院宣が発給され、さらにその院宣を奉行する朝廷の官職を兼ねた藏人頭や藏人、弁官がいた。

興福寺大衆は朝廷訴訟に関わっている人物、特に奏事に関係する伝奏や院宣の発給者になりうる藏人や弁官となっている人物をその当時に放氏しているのである。逆に、興福寺大衆の立場からすれば、むしろそういった人物を狙って放氏していたのだということができないのではないだろうか。

朝廷訴訟を有利に運ぶためには、他の寺院、他の組織とは違った立場を持つということ、つまり、興福寺が藤原氏の氏

寺であるということ、さらには興福寺が支配する春日社が藤原氏の氏神であるということをも十分に活用しなければならぬという認識が、興福寺大衆の中にあつたということであろう。

興福寺大衆は放氏という本来氏族内で行なわれていた事象を、春日社の神威を用いることによって我がものとし、それを藤原氏に働きかける手段とした。そして、その放氏する藤原氏の対象は他でもない「朝廷訴訟に関わっている」藤原氏であつた。

興福寺大衆による放氏は、単に興福寺・春日社に不都合・不利益をした藤原氏に行なつたものであるということだけではなく、もっと奥深い、公家と寺家との関係にまで迫るものだといえるのかもしれない。

(1) 黒田俊雄『寺社勢力—もうひとつの中世社会—』(岩波新書、一九八〇年)